昭和二十四年法律第二百二十四号 お年玉付郵便葉書等に関する法律

(お年玉付郵便葉書等の発行)

第一条 日本郵便株式会社(以下「会社」とい じ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手(以下 て、くじ引によりお年玉等として金品を贈るく 「お年玉付郵便葉書等」という。)を発行するこ は、年始その他特別の時季の通信に併せ

は、お年玉付郵便葉書等の発行総額の百分の五倍に相当する額を超えてはならず、その総価額 に相当する額を超えてはならない。 印面又は同項の郵便切手に表された金額の五千 前項の金品の単価は、同項の郵便葉書の料額

玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲第二条 会社は、前条の規定により発行するお年 げる事項を公表しなければならない。 発行の数

- 販売期間
- くじ引の期日
- んの数 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せ

前条第一項の金品の支払又は交付の期日及

(お年玉等の交付等)

第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書 いて支払い、又は交付する。 営業所(郵便の業務を行うものに限る。)にお入者又はその一般承継人)に、最寄りの会社の たときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつ 払われた郵便物の受取人又はその一般承継人 若しくは同項の郵便切手を貼り付けて料金が支 (同項の郵便葉書又は同項の郵便切手を貼り付

これを消印し、当該郵便切手に表された金額に 相当する額の料金を表す郵便切手とともに受取 人に交付する。 前項の場合において、当該郵便切手が、汚染 又はき損されていないものであるときは、

第四条 前条の金品の支払又は交付を受ける権利 箇月間行わないときは、時効によつて消滅す 第二条第五号の支払又は交付の期日から六

第五条 会社は、寄附金を郵便切手(お年玉付郵 と総称する。)を発行することができる 便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」

2 ことを寄附目的とするものでなければならな う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てる 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行

社会福祉の増進を目的とする事業

三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の 助又はこれらの災害の予防を行う事業 風水害、震災等非常災害による被災者の救

学術的研究、治療又は予防を行う事業

助を行う事業 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援

Ŧί 命の応急的な救助又は交通事故の発生若しく は水難の防止を行う事業 交通事故の発生若しくは水難に際しての人

六 文化財の保護を行う事業

t 青少年の健全な育成のための社会教育を行

八 健康の保持増進を図るためにするスポ の振興のための事業

九 は研修生の援護を行う事業 開発途上にある海外の地域からの留学生又

またがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変 行う事業 化に係る環境の保全をいう。)を図るために 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域に

3 号に掲げる事項を公表すれば足りる。 同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四 便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、 付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵 該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉 る事項を公表しなければならない。ただし、当 付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げ 会社は、第一項の規定により発行する寄附金

- 寄附目的

販売期間

付加される寄附金の額

に表示しなければならない。 (寄附の委託) 寄附金付郵便葉書等には、 寄附金の額を明確

|第六条 会社(寄附金付郵便葉書等の販売に関す る業務の委託を受けた者を含む。)から寄附金 第三項の規定により公表された寄附目的をもつ 寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条 付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつ て寄附することを会社に委託したものとする。 て、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の

(寄附金の処理等)

| 第七条 会社は、前条の規定により委託された寄 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附 附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

て特に要する費用の額を控除するものとする。交付及び配分金の使途の監査のため会社におい りまとめのため会社において特に要した費用の 書等の発行及び販売並びに同項の規定による取 金」という。)の額から、当該寄附金付郵便葉 額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の 額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する 会社は、前項の規定により費用の額を控除し (次条及び第九条を除き、以下単に「寄附

3 額を決定するものとする。 で当該寄附金を配分すべきもの(以下「配分団 体」という。)及び当該団体ごとの配分すべき より公表した同項第一号の寄附目的に係る団体 た後の寄附金について、第五条第三項の規定に

会社は、前項の規定による決定をするに当た

5 らない事項若しくは配分金の使途についての監前項に規定する当該配分団体が守らなければな 及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関 当該配分団体が守らなければならない事項並び 査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可 に配分金の交付、配分金の使途についての監査 金」という。)の使途の適正を確保するために つては、当該配分に係る寄附金(以下「配分 し必要な事項を定めるものとする。 会社は、第三項の規定による決定をし、又は

6 当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定 を受けなければならない。 する事項を当該配分団体に通知しなければなら は、遅滞なく、その内容を公表するとともに、 会社は、第三項の規定による決定をしたとき

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交 され、又は交付できなくなつたときは、当該返 付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還 その額が表示されている寄附金とみなす。 お年玉付きとして発行されるものに限る。) 金付きの郵便葉書(第一条第一項の規定により 初に第五条第一項の規定により発行される寄附 の返還され、又は交付できなくなつた日以後最 還され、又は交付できなくなつた配分金は、そ (寄附金の経理等) に

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するま での間、 これを運用した場合において、 利子そ

附金に充てるものとする。 の他の収入金が生じたときは、その収入金を寄

ついて準用する。 前条の規定は、前項の利子その他の収入金に

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその る経理状況を公表するものとする。 年の九月三十日までの間における寄附金に関す (協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をし らない。 う。)で政令で定めるものに諮問しなければな 年法律第百二十号)第八条に規定する機関をい かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三 寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、 ようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金 の処理に関し必要な事項は、政令で定める。 (罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣 過料に処する。 の認可を受けなかつたときは、その違反行為を 認可を受けなければならない場合において、そ した会社の取締役又は執行役は、百万円以下の

附 則

この法律は、 公布の日から施行する。

七〇号) 附 則 (昭和三三年七月一一日法律第一

(施行期日)

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して三月をこ

-号 附 則 抄 (昭和四三年五月二八日法律第七

(施行期日)

1 する。 (郵便募金管理会の解散等 この法律は、 昭和四十三年十月一日から施

2 4 その時において郵政事業特別会計が承継する。 た場合における解散の登記については、政令で いて解散するものとし、その資産及び債務は、 定める。 郵便募金管理会は、この法律の施行の時にお 第二項の規定により郵便募金管理会が解散し

経過規定)

7 適用については、 この法律の施行前にした行為に対する罰則 なお従前の例による

一〇九号) 則 (昭和五五年一二月一一日法律第

(施行期日等)

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して四十日を

(昭和五八年一二月二日法律第七

年七月一日から施行する。 この法律(第一条を除く。) は、 昭和五十九

この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 ととなるものに関し必要となる経過措置その他 「関係政令」という。)の規定により置かれるこる改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下 行の日以後は国家行政組織法又はこの法律により置かれている機関等で、この法律の施この法律の施行の日の前日において法律の規 に関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ

号 則 (昭和六〇年五月一日法律第三二

とができる。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

四号) 附則 抄 (昭和六一年四月二五日法律第三

この法律は、 昭和六十一年七月一日から施行

1

(施行期日)

号 則 昭和六二年六月二日法律第五四

(施行期日)

する。ただし、第一条中郵便法第二十七条のこの法律は、昭和六十二年七月一日から施行 の規定は昭和六十三年四月一日から施行する。 定は同年十月一日から、第二条及び附則第三項 三、第三十八条第三号及び第九十五条の改正規 (経過措置)

2 この法律の施行前に差し出された郵便物につ いては、なお従前の例による。

(平成元年一一月二日法律第六六

この法律は、公布の日から施行する。

附

則

(平成四年五月二〇日法律第五〇

この法律は、公布の日から施行する。

六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。 ただ

> る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

九附号訓 則 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施 行する。

(施行期日)

第十二条 第五十一条の規定による改正前のお年 書又は郵便切手は、第五十一条の規定による改 玉付郵便葉書等に関する法律(以下この条にお より総務省が発行したくじ引番号付きの郵便葉 いて「旧法」という。)第一条第一項の規定に

2 郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の みなす。 規定により公社が発行した寄附金を郵便に関す る料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手と した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の 旧法第五条第一項の規定により総務省が発行

3 規定により公社に委託したものとされた寄附金 ものとされた寄附金については、新法第六条の とみなす。

第一項の規定により財政融資資金に預託されて いる寄附金については、新法第九条第一項の規 公社は、この法律の施行の際現に旧法第九条

金に預託することができる。

5 大臣がした公示とみなす。 社がした公表は、旧法第十条の規定により総務 た寄附金について、新法第十条の規定により公 旧法第十条の規定に基づき総務大臣が経理し

八号) 則 抄 (平成一四年七月三一日法律第九

附

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条 の規定 公布の日 を含む。)並びに附則第二十八条第二項、第 第一章第一節(別表第一から別表第四まで

に伴う経過措置) (お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正

項の規定により公社が発行したくじ引番号付き この条において「新法」という。)第一条第一 の郵便葉書又は郵便切手とみなす。 正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律(以下

旧法第六条の規定により総務大臣に委託した 3

定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期 間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律 従前の例による。 有することとされる場合における施行日以後に 場合及びこの附則の規定によりなおその効力を した行為に対する罰則の適用については、なお 規定によりなお従前の例によることとされる

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公

(施行期日)

ら施行する。 (お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正

第七十五条 第三十条の規定による改正前のお年 引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。 の条において「新法」という。)第一条第一項 後のお年玉付郵便葉書等に関する法律(以下こ 書又は郵便切手は、第三十条の規定による改正 より旧公社が発行したくじ引番号付きの郵便葉 の規定により郵便事業株式会社が発行したくじ いて「旧法」という。)第一条第一項の規定に 玉付郵便葉書等に関する法律(以下この条にお

郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項のした寄附金を郵便に関する料金に加算した額の2 旧法第五条第一項の規定により旧公社が発行 のとされた寄附金については、新法第六条の規 規定により郵便事業株式会社が発行した寄附金 定により郵便事業株式会社に委託したものとさ は郵便切手とみなす。 を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又 旧法第六条の規定により旧公社に委託したも

4 行前に、 前三項に規定するもののほか、この法律の施 旧法の規定により、

(罰則に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)

社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定 附 一〇二号) 則 (平成一七年一〇月二一日法律第

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日 に伴う経過措置)

れた寄附金とみなす。

旧公社に対して行

行った処分、手続その他の行為とみなす。 会社に対して行い、又は郵便事業株式会社 為は、新法の相当する規定により郵便事業株式 い、又は旧公社が行った処分、手続その他の (罰則に関する経過措置)

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この た行為に対する罰則の適用については、なお従 条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にし 効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定 条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の 二条第一項の規定によりなおその効力を有する 十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失 限る。)の規定の失効前にした行為、この法律 なおその効力を有するものとされる旧郵便振替 律の施行後附則第二十七条第一項の規定により 振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分 この法律の施行後附則第十三条第一項の規定に 係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に 為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定 附則の規定によりなお従前の例によることとさ 前の例による。 の適用がある場合における郵政民営化法第百四 ものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二 効前にした行為、この法律の施行後附則第四 おその効力を有するものとされる旧公社法第七 の施行後附則第三十九条第二項の規定によりな 預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に に限る。)の規定の失効前にした行為、この よりなおその効力を有するものとされる旧郵便 れる場合におけるこの法律の施行後にした行 によりなおその効力を有するものとされる旧

号 附 則 抄 (平成二四年五月八日法律第三〇

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六 改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二 中の業務に関する特例等(第七十五条―第七十 節 設立等(第七十条—第七十二条) 第二節 法目次中「第六章 郵便事業株式会社 施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化 を超えない範囲内において政令で定める日から 八条) 第七章 (第七十三条·第七十四条) 第三節 移行期間 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例 第七章 日本郵便株式会社」に改める 郵便局株式会社」を「第六章 第一

改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第 規定は、公布の日から施行する。 正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の 第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改 則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律 第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。) り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 規定、附則第三十八条の規定(郵政民営化法等 条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の部分に限る。)の規定、次条の規定、附則第四 及び第三条の改正規定、第五条(第二号に係る びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。) の改正規定(第十二号を削る部分を除く。)並 条第一項第一号及び第二号並びに第百九十六条 十六条の五に係る部分に限る。)、同法第百八十 同法第十一章に一節を加える改正規定(第百七 法第百三十八条の次に一条を加える改正規定、 及び第百三十八条第二項第四号の改正規定、同 正規定、同法第百三十五条第一項、同項第二号 改正規定、同法第百十条の次に一条を加える改 項、同項第二号及び第百十条第一項第二号ホの 第九十三条までの改正規定、同法第百五条第一 八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から 社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める 章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会|3 (平成十七年法律第百二号) 附則第二条第一項、 附則第四十条から第四十四条までの規定、附 第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条

第二十一条 後のお年玉付郵便葉書等に関する法律(以下こ 郵便葉書又は郵便切手とみなす。 条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行 算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五 会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加旧法第五条第一項の規定により郵便事業株式 引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。 の規定により日本郵便株式会社が発行したくじ の条において「新法」という。)第一条第一項 便葉書又は郵便切手は、前条の規定による改正 便事業株式会社が発行したくじ引番号付きの郵「旧法」という。)第一条第一項の規定により郵 郵便葉書等に関する法律(以下この条において した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の に伴う経過措置) 前条の規定による改正前のお年玉付

2

規定により日本郵便株式会社に委託したものと 委託したものとされた寄附金は、新法第六条の された寄附金とみなす。 旧法第六条の規定により郵便事業株式会社に

(処分等に関する経過措置)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この 委託法の相当する規定により日本郵便株式会社 年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送 等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する の行為とみなす。 式会社がした若しくはすべき処分、手続その他 郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お 手続その他の行為は、この法律による改正後の 郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、 業株式会社に対してした若しくはすべき、又は 法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事 法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所 に対してした若しくはすべき、又は日本郵便株

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規 施行後にした行為に対する罰則の適用について 例によることとされる場合におけるこの法律の は、なお従前の例による。 定する規定にあっては、当該規定)の施行前に した行為及びこの附則の規定によりなお従前の

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す る経過措置を含む。) は、政令で定める。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正